

令和8年度水産業再生推進総合対策事業
(地域復興促進業務)
委託仕様書

1 目的

本県水産業は、海面においては令和3年4月から本格操業への移行期間に入り、生産の拡大等が進展する中で顕在化する地域課題への対応が不可欠な状況にある。また、内水面においては会津地方の魚介類に対する出荷制限指示がすべて解除されるなど、復興に向けた重要な局面にある。

一方で、県内における水産業の復興状況は、地域によって大きく異なることから、復興促進に当たっては、地域ごとの現状及び課題を的確に把握し、有効な取組を推進することが必要である。また、取組の実施に当たっては、水産業関係者が参画し、継続的な生産の拡大や漁業の振興に向けた意識の向上につなげることが必要である。

本事業では、水産業復興に向けた地域の課題を把握するとともに、その解決に向けて漁協等が連携し、水産業関係者が参画する取組を実施することにより、水産業復興を促進するとともに、更なる生産の拡大や漁業の振興に向けた意欲の向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 海面の「水産業に関わりが深い地域」(以下、「水産業地域」)では相双といわきの2地区、内水面の水産業地域では会津、中通り、浜通りの3地区を対象に、各1団体以上の水産業関係団体等から以下について情報の収集を行う。
 - ア 水産業復興に関する各地域の現状と課題
 - イ アの課題解決に向けた取組の要望
- (2) (1)の情報収集結果を踏まえ、以下により取組の企画を立案する。
 - ア 企画の立案に際し、各水産業地域に関係する水産業関係団体等と協議すること。
 - イ 水産業関係者の参画を想定した取組内容で、水産業関係者自身の生産の拡大及び漁業の振興に向けた意欲の向上に資する内容とすること。
 - ウ 取組の効果検証に係る評価項目及び目標を水産業関係団体等と共有すること。
- (3) (2)で立案した企画に基づく取組を、以下により実施する。
 - ア 海面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては延べ2回以上、内水面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては延べ3回以上実施すること。
 - イ 実施に当たっては、水産業関係団体等と連携し、水産業関係者が参画すること。
 - ウ 実施の際、(2)のウに関連するアンケート調査等を実施すること。
- (4) (3)で実施した取組について、以下により取組の効果を検証すること。
 - ア (3)のウの結果を分析し、取組の効果を検証すること。
 - イ 協議・連携した水産業関係団体等にヒアリングを行い、取組の効果について所感を把握すること。
- (5) 当業務を行うにあたり必要な計画立案、各団体等との調整、準備、管理運営等全般を行うこと。

3 成果品

(1) 実績報告書及び収支報告書

なお、様式は、県と協議の上、定めることとする。